

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないようご注意ください。

記

- 1 銃器の使用を制限する区域(作業予定区域及びその周辺区域等)については、入手した銃器の使用を制限する区域図等により、その位置を確認するとともに、銃器の使用を制限する区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。

銃器の使用を制限する区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、銃器の使用を制限する区域がある林道入口等には、「○km 先、作業中につき立入禁止」等の標識、横断幕等で表示しています。

- 2 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 3 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。
- 4 一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意ください。
- 5 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。

また、火気に注意し、山火事予防にご協力下さい。

- 6 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。

なお、入林された方が落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、森林管理署では責任を負いませんので十分ご留意願います。

- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法(誘引して定点から射撃する方法等)により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

東京神奈川森林管理署長